

第2回 経済活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年10月11日（月）15時00分～15時57分
2. 場所：中央合同庁舎8号館12階1224会議室（オンライン会議）
3. 出席者：
（委員）武井一浩（座長）、御手洗瑞子（座長代理）、大槻奈那、夏野剛
（専門委員）井上岳一、落合孝文、後藤元、竹内純子、堀天子
（政府）小林副大臣
（事務局）村瀬室長、辻次長、山西次長、吉岡次長、中嶋参事官、赤坂企画官
（ヒアリング）
渡辺 諭 法務省民事局参事官

4. 議題

（開 会）

議題．船荷証券の電子化（フォローアップ）

（閉 会）

5. 議事概要

○武井座長 では、定刻となりましたので、ただいまより「規制改革推進会議 第2回経済活性化ワーキング・グループ」を開会いたします。

本日は、規制改革実施計画のフォローアップの一環としまして「船荷証券の電子化」について御審議いただきます。

渡辺参事官をはじめ、法務省民事局の皆様におかれましては、大変御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、先日御就任されました小林副大臣にも御出席いただいております。

では、最初に、小林副大臣より一言御挨拶をお願いできますでしょうか。お願いします。

○小林副大臣 座長、ありがとうございます。そして、関係者の皆さん、大変お忙しい中、この規制改革会議ワーキング・グループに御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

今回、規制改革担当副大臣を拝命しました、衆議院議員の小林史明と申します。

私は、もともとデジタルと規制改革をライフワークにして取り組んできました。この担当ということで、河野大臣のスピリットを引き継ぐ者として全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力よろしく申し上げます。そして、河野大臣の時代以上に加速して一気に進めるということを何とか実現したいと思っております。

そのために、今回は、デジタル担当、規制改革、行政改革、加えてPFIまで牧島大臣の下で私も一緒に全部担当するということになっています。ここを一体的に進めることで、今回のように、一つ一つの案件を進めるということも引き続き規制改革でやっていくのです

けれども、以前、皆さんと一緒に取り組んだ判子の撤廃みたいな形で、一括で総ざらいしていく。

こういった取組も皆さんと一緒に生み出すことで、加速的にこの国の規制の見直しを一気に進めていって、成長を更に創っていくということと、いい分配をつくるためにも、規制改革が必要だと私は思っています。フェアな競争があつてこそ、そこに様々な参入者が出てきて、そこに利益が生まれてくるということだと思っておりますので、ここを岸田政権の中で皆さんと一緒に実現したいと思っておりますので、どうか御協力をよろしくお願いしたいと思います。

その上で、今日は、フォローアップの一環として「船荷証券の電子化」の対応状況を踏まえて御議論いただくというふうになっています。今年1月のワーキング・グループの資料を見たのですが、コロナ禍でも、この国の商法の関係で船荷証券に書面原則があるということで、350人の方が出勤を余儀なくされている銀行があるとか、こういった状況があると聞きまして、大変驚きました。押印原則の撤廃をやったわけですが、まだまだやらなければいけないアナログ原則がたくさんあると思っております。

あと、国際コンテナ海運業界が実施した調査によると、全世界で船荷証券の半分を電子化すると、年間40億ドル以上のコスト削減が可能と聞いています。船荷証券の電子化を通じて貿易を促進することで、経済活性化に及ぼす効果は極めて大きいと認識しています。

こういう中で、今年3月にシンガポールが国内法を整備する一方で、6月のG7サミットの首脳宣言では、船荷証券を含む貿易書類の電子化を後押しするという旨が盛り込まれているということで、国際的なモメンタムも非常に高まっていると感じています。

法務省の皆さんには大変御協力いただき、今、法制審議会への諮問に向けて、専門的な研究会で制度設計を進めていると伺っています。

ここで重要なのは、法務省の中でやるのももちろん大事なのですが、荷主や銀行、保険、貿易実務に係るユーザーの声をしっかりと取り入れていただき、仕組みを創る、そして、それをシステムに落とし込んでいくということが非常に重要ですので、ぜひ一緒になってユーザーと創っていただくということをお願いしたいと思っております。

法務省の皆さんには、他国の先行事例はそうですけれども、G7やG20の多国間レベルで展開する国際貿易の実務ルール形成の動向にしっかりと目配りしながら、先ほど申し上げたように、ぜひユーザーと一緒に制度設計を進めていただくようお願いしたいと思います。

委員の皆様方も、ぜひ自由闊達にどんどん意見を出していただき、議論を深められればと思っておりますので、御協力をよろしくお願いします。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。大変熱の籠もった御挨拶をありがとうございました。

では、議事に参りたいと思っております。

それでは、法務省の民事局の渡辺参事官より、船荷証券の電子化に向けた最新の対応状

況について、15分ぐらいで御説明いただければと思います。その後、質疑応答を行いたいと思います。

なお、発言されます方は、カメラをオンにして、発言のとき以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、渡辺参事官、よろしいでしょうか。御説明をよろしくをお願いいたします。

○渡辺参事官 法務省民事局参事官の渡辺でございます。

本日は、船荷証券の電子化をめぐる現状、今後の展望等につきまして、御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

現在、法務省におきましては、商事法の電子化に関する研究会におきまして、座長や委員の皆様方とともに船荷証券の電子化の法制化に向けた検討を行っているところでございます。

まずは、この研究会設置の経緯について、簡単に御説明させていただきます。

資料の1枚目でございます。ポストコロナ社会を見据えたデジタルトランスフォーメーションの重要性が指摘されている中、令和2年10月13日に経団連より「改訂Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」が発表されるなど、デジタル化社会における規制・制度の在り方が社会的に注目を集める中、今回の経済活性化ワーキング・グループの前身と伺っておりますが、今年の令和3年1月19日の「規制改革推進会議 第7回投資等ワーキング・グループ」におきまして船荷証券の電子化について取り上げていただきました。この研究会は、このような社会的関心の高まりを受けて立ち上げられたものでございまして、令和3年4月に第1回を開催しております。

船荷証券の電子化につきましては、令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画におきましても、法務省は商事法の電子化に関する研究会に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計を含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずるとされているところでございます。

次に、研究会のスケジュールについてでございますが、前のページに戻っていただいでよろしいでしょうか。この下段部分でございます。

この研究会ですが、先ほど申し上げたとおり、令和3年4月に第1回を開催しております。先月に第5回の研究会を開催したところでございます。今月末に第6回を開催する予定になってございます。その後も、令和4年3月までの間に、月1回ぐらいのペースで合計10回の研究会を開催する予定でございます。

そして、研究会が終了する令和4年3月頃には、報告書を取りまとめることとしておりまして、その後、法制化に向けて、法制審議会への諮問などを予定しているところでございます。

次に、研究会のメンバーを御紹介いたします。

2枚目の資料でございますが、座長は藤田先生でございます。東京大学の教授をお務め

になっておられます。藤田先生は、商事法の御専門でいらっしゃるだけではなくて、電子船荷証券の規律の在り方について、世界に先駆的に御検討されている先生でございます。後で御説明いたしますロッテルダム・ルールズの策定におきましても主導的な役割を果たすなど、我が国におけるこの分野の第一人者と言ってよい方かと思っております。

それ以外のメンバーでございますが、まず、研究者の方々に申しますと、小出教授、後藤教授、笹岡准教授、洲崎教授、箱井教授、松井教授、南教授と商事法の中でも運送法や海商法を御専門とされておられたり、こちらも後で御説明いたしますが、UNCITRALのモデル法の策定に関わられた御経験を有する方などをお願いしているところでございます。

それから、船荷証券を利用する関係者の方々ということで、運送人である船会社、荷送人や荷受人のみならず、銀行や損害保険会社など多岐にわたるところでございますが、電子化された船荷証券についても、実際に利用するの方々にとって使い勝手のよいものとなりますように、利用者の各団体からも幅広く御参加いただいております。具体的には、国際フレイトフォワードーズ協会、日本海運集会所、経団連、日本船主協会、株式会社トレードワルツ、日弁連などに委員として御参加いただいております。

このように、研究者の方々だけではなく、実務家、とりわけ貿易実務に関わる専門家のの方々、経済界の方々などに幅広く御参加いただき、全ての方々のお知恵をお借りいたしまして、電子化に向けた総合的な検討を行っているところでございます。

研究会での検討内容につきましては、資料とか逐語での議事録も含めてホームページ上で公開させていただいておりますが、本日は簡単に論点を御紹介させていただければと思っております。

資料の3枚目でございますが、こちらに記載しておりますとおり、船荷証券をめぐる国際私法上の問題点の検討とか外国法等の調査、船荷証券の利用状況等に関する実情調査と分析、それを踏まえた上での具体的な制度設計に関する検討等といったことをこれまで議論の主な内容とさせていただいているところでございます。

これらのテーマにつきましての検討状況も少し御紹介させていただければと思っております。

資料の4枚目でございますが、上の部分でございます。まず、船荷証券をめぐる国際私法上の問題点に関する検討状況でございます。

船荷証券は、国際海上運送に用いられるものでございますので、準拠法に関する考え方を整理しておく必要がございます。そこで、この論点に関しましては、国際私法を御専門とされている慶應大学の北澤先生に調査をお願いいたしまして、第2回の研究会におきましてその結果を発表していただいているところでございます。

その内容といたしましては、まず、紙の船荷証券を前提とした場合ですが、船荷証券が発行される国際海上運送をめぐる法律関係について検討すべき単位法律関係と、それに対する準拠法に関する考え方を整理いたしまして、そのような整理を前提とすると、船荷証券が電子化された場合に、例えば証券所在地の考え方などにどのような影響があるのだら

うか、日本法が準拠法として適用される場面はどのような場面なのか、そういうものが想定されるのかなどについて検討していただき、議論をさせていただいたところでございます。

次に、下のほうの「外国法等の調査」でございます。UNCITRALのMLETR、ロッテルダム・ルールズ、シンガポール法、韓国法、イギリスのLaw Commissionの改正草案などを対象に調査させていただいております。

まず、1つ目のUNCITRALのMLETRでございますが、これは電子的移転可能記録モデル法というものでございまして、これにつきましては、1回目と3回目の研究会で発表・検討がされました。MLETRは、国際連合国際商取引法委員会が策定して、2017年に公表されたものでございまして、移転可能な証書または文書を対象として、その電子的な機能的同等物の実現、つまり、既に紙ベースの証書等に実体法上のルールがあることを前提といたしまして、電磁的記録によってその機能的同等性を実現することを目的とするものでございます。

MLETRは、日本の電子記録債権法のように、電子的なデータの移転などによって権利を移転するという実体法を一からつくるということではなく、あくまでも国ごとに紙ベースの権利移転ルールがあるということを前提に、紙ベースの移転を電子の世界でどのように実現するのか、ということを考えているものだというふうに御理解いただけるといいのかなと思っております。

現在、国際的には、MLETRに準拠して、各国で国内法を整備しようという流れがあるのではないかと考えております。この後御紹介いたします各国の法制度におきましても、MLETRに準拠した法整備をしている、または検討している国が見られますので、日本においても船荷証券の電子化を検討する上では非常に参考になるのではないかと考えているところでございます。

なお、船荷証券の電子化を規律した条約といたしまして、2008年に採択されたロッテルダム・ルールズというものがございまして、これはまだ発効されていないという状況でございます。

続いて、各国の法制度に関する調査結果でございますが、まず、先ほど副大臣からも御指摘いただきましたシンガポール法がございまして、これにつきましては、第3回の研究会で発表・検討をさせていただきました。

シンガポールにおきましては、先ほど御紹介したMLETRを国内法化するということになりまして、今年3月19日に施行になっていると聞いております。

次が、韓国でございますが、こちら第3回の研究会で発表・検討がなされたところでございますが、韓国におきましては、今から約20年前に電子船荷証券制度が導入されたと伺っておりますが、その内容は、先ほど御紹介したMLETRとは大きく異なっておりまして、韓国政府により認証された中央登録機関への電子的な登録によって権利の発生・移転・行使が行われるケースという、韓国独自のシステムが採用されていると聞いております。中央登録機関への登録を必要とした結果、国際性や汎用性が阻害されて、国内外においても

なかなか利用が進まないというのが現状というふうに分っているところでございます。

次が、イギリスでございますが、イギリスのLaw Commissionによる改正草案につきまして、研究会では第4回で検討し、それ以外のイギリス法の現行法の具体的な考え方については、第5回の研究会において発表・検討がされたところでございます。

Law Commissionといいますのは、政府から独立してイングランドとウェールズの法律について、必要に応じて議会に改正の勧告等をする常設の機関でございます。

現在、Law Commissionは、MLETRを参考に立案した改正草案に対するパブリックコンサルテーション手続を締め切った段階のようございまして、早ければ2022年の早めの段階で最終的なレポートと法律提案を議会に上申するという想定しているのではないかとと思われるところでございます。

今、御説明いたしましたとおり、研究会におきましては、現在までに船荷証券をめぐる国際私法上の問題点の検討とか外国法の調査を行ってまいりましたが、船荷証券の電子化に関するニーズに関する貿易の現場の声を聞かせていただいて分析をするということも必要かと思っておりますので、並行して船荷証券の利用状況等に関する実情調査をこの間行ってまいりました。

資料の5枚目をおめくりいただけますでしょうか。この実情調査は、計画から実行まで含めまして第1回から第5回まで継続的に検討して実施させていただいたところでございます。

調査の対象とさせていただきましたのは、国内の船会社、フォワーダー、銀行、商社、保険会社の皆様とさせていただいて、関係各団体の皆様の御協力をいただきまして、アンケート形式で実施させていただいて、約60か所からの回答をいただくことができました。

調査の内容は、紙の船荷証券、紙の海上運送状、電子的な海上運送状、Boleroなどと呼ばれております規約型の電子式の船荷証券等の利用状況、そしてこれらの各手段を利用する背景事情等を調査させていただいております。

ただいま電子式船荷証券の一例として挙げましたBoleroといいますのは、英国のBolero International社が運営しておりまして、船会社、荷送人、荷受人、銀行等の関係者がBoleroの規約に従うことに同意することによって、船荷証券上の権利の帰属の管理及び銀行決済を行っているもので、規約に同意した関係当事者間のみ行使するもので、法律上の制度ではないというものでございます。

そして、調査結果の概要でございますが、簡単に御説明いたしますと、まず、紙の船荷証券の利用割合につきましては、船会社の利用割合が高く、フォワーダーの利用割合が低いといった傾向が見られたところでございます。

次に、Bolero等の規約型の電子式船荷証券の需要につきましては、紙媒体の船荷証券の遅着、遅れて到着するといった問題とか、紛失の問題の解決のために必要であるといった御回答であったり、事務処理上の効率化のために必要であるという回答が見られたところでございます。事務処理上の効率化の一環として、コロナ禍における出社抑制にも役立つ

のではないかとといった趣旨の回答も見られたところでございます。

一方、Bolero等の規約型の電子式船荷証券に関する懸念事項につきましては、法整備がされていないため、トラブルになった際、苦慮することが予想されるといった回答であったり、関係者全員がプラットフォームに加入しなければならないということや、プラットフォーム同士の互換性がないなど、利用できる場面が限定的であるという回答も見られたところでございます。

これらの現場の生の声を受け止めつつ、また、今まで行ってきた船荷証券をめぐる国際私法上の問題点の検討、外国法の調査を踏まえて、我が国において制度設計に関する検討を行っていくということになると思っておりますが、制度設計の大枠につきましては、3回目の研究会以降、継続的に行ってまいりました。今後の研究会におきましては、具体的な制度設計を中心に議論・検討をしていく予定でございます。

資料の6枚目を御覧いただければと思っております。具体的な制度設計につきましては、まだ研究会で検討を始めた段階ではございますが、現時点での検討内容の概要について、簡単ではございますが、御説明させていただきます。

まず、紙の船荷証券に関する規律について、船荷証券が電子化された場合にも全ての規律を適用すべきか、または適用できるかといった問題がございます。この問題につきましては、商法、民法、国際海上物品運送法等の紙の船荷証券に関する規定を一つ一つ逐条的に検討するというをまず行いました。

その上で、大きな問題といたしまして、電子化を検討する場合の法律構成の方向性をどのように考えるかといった問題につきましても検討しているところでございます。

現在、主に2つの案というか、方向性を考えているところでございまして、真ん中辺りに書かせていただいておりますが、1つ目の案といたしましては、電磁的記録に対する排他的な支配といった新たな概念を創出して、支配の移転を紙の船荷証券の裏書とかそういったものと同じの効力があるのだというような形にして、紙の船荷証券と同等の効力を認めていくという方向性が一つ。

2つ目の案といたしましては、運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目して、電磁的記録の移転を債権譲渡の効力要件かつ対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行されている場合と同じような法律関係を形成していくという考え方など、概念的な問題でかなり難解な部分もいろいろとあるのですが、そういったところも併せて検討しているところで、どちらの案も最終的に達成される法的な機能は、紙の船荷証券と同等のものになるようにということで考えておるところでございますが、どちらの案を採用するかによって、要件とか効果の規定ぶり、規律ぶりがかかなり変わってきますので、そんなところも併せて検討している段階でございます。

そのほかにも検討すべき点は多々ございますが、特に検討すべき事項としては、電子化した場合には、紙の船荷証券で認められている複数発行という制度があるのですが、これを認めるべきなのかどうかとか、紛失時の制度をどうするのか、電磁的記録については留

置権とか質権の対象とするのは難しいのではないかとこのところもありますので、そういったところもいろいろと併せて議論をしているところでございます。

今、いろいろと難しいことを申し上げましたけれども、ここで詳しく御紹介するというよりは、むしろ様々な難しい論点が多数含まれているということを少し御理解いただくとありがたいと思ったところで御紹介させていただきました。

いろいろと難しい論点があるということを少し申し上げましたけれども、我々としては、次の2つの点に特に留意して進めていきたいと思っております。

1つ目は、先進的な外国法制にも見られますように、MLETRなどを参考にしながら、技術的中立性が確保されるように、紙の船荷証券の機能と同等のものをつくり上げていくところがまず大事なかなと思っております。外国法の調査の結果などからいたしますと、国際的にはそのような流れができつつある状況だと思われまので、我が国といたしましても、世界に先駆けてとはなかなか言いにくいかもしれませんが、決して後れを取ることなくしっかりと対応していくことが必要なのだろうと思っております。

あまり細かくつくり込んでしまうと、かえって利用されなくなるということもあり得るかと思っておりますので、そういったところも気を配りながら検討していきたいと思っております。

2つ目は、先ほど副大臣からも御指摘をいただいたところでございますが、実際に利用する関係当事者の皆様の意見をしっかりと聞いていくことが非常に重要かと思っております。

先ほどお示しさせていただいた研究会のメンバーもそのような観点から幅広く御参加いただいているわけですが、研究会のメンバー構成だけではなく、また、研究会の外においても、経済団体の方々の御協力をいただきながら、関係各所の御担当者の方々と直接意見交換をするという機会をこれまで何度か設けてまいりましたが、今後もこのような機会はしっかりと大切にして、御意見を丁寧に聞いていきたいと思っております。

研究会は、ちょうど前半が終わったところでございますが、基礎的な調査を中心に比較的順調に進んでいるのではないかと我々としては思っておりますが、これも外国法の調査等に御尽力いただいた研究者のメンバーの方々でございましたり、アンケートや意見交換に御協力いただきました関係各所の方々の御協力なくしてはあり得なかったところかと思っております。

これから後半に入りまして、いよいよ制度設計の具体的な内容を本格的に議論していく段階ということでございますが、皆様の御意見にしっかりと耳を傾けながら、よりよい制度設計ができるように、スピード感を持って進めてまいりたいと思っております。

御説明は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○武井座長 渡辺様、ありがとうございました。大変御丁寧に御説明いただきまして、あ

りがとうございます。

まさにこれは半年ちょっとぐらいしかたっていないのですが、とてもスピード感を持って進めていらっしゃるって、かつ、ユーザー目線なども相当丁寧に拾うプロセスを踏んでいらっしゃるのだなというのが分かる御説明だったかと感じました。

特にこの話は、紙の電子化の中でも多分一番難しい紙を取り扱っていらっしゃるわけで、いろいろな権利義務が化体していますし、しかも、日本法だけではなく、これがグローバルでも利用されている紙なわけです。法律の世界でいいますと、商法でもいろいろもともと難しいのですけれども、商法プラス国際私法とかいろいろなグローバルなところとも調整しなければいけない。そういうことで、調整問題がいろいろ出てくる、とても難しい問題であると。

そうした中で、とても専門性の高い方と、かつユーザーの方もご参加されて、しかもそれをスピード感を持ってやるという、相当難しい問いを解いていらっしゃるって、本当にありがたいと思います。

あと、最後のほうにもありましたが、ユーザー目線と技術中立性ですね。デジタルにおいて重要となるアジャイルの点についても、きちんと目的意識を持って進めていらっしゃるって、いろいろな視点を組み込んだ上でスピード感を持ってやっていただいて、大変ありがたいと思います。御報告ありがとうございました。

では、皆様からの御質問、御質疑その他を含めてお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、堀先生、お願いします。

○堀専門委員 ただいまの御報告をありがとうございました。現状でまさに具体的な制度設計に関して検討が進められている様子を伺いまして、また、国際的な方向との平仄を合わせるような形で、UNCITRALも参考にしながら、皆様が検討を進められている様子がよく分かりました。どうもありがとうございます。

私から1点質問になりますけれども、船荷証券の荷主や貿易に参加される皆様が、ある証券を一つのものとして転々流通させていく場合、船荷証券を発行することについて、通常は皆さん合意された者同士で転々流通していくのだらうと思うのですが、一方で、保険会社や銀行がこれを担保にする場合には、場合によっては、当事者が破綻をするなど倒産局面においても、一般債権者に対して、これをきちんと物理的に担保として取っているのと同じ効力が発生するのかがどうか、企業実務でも使えるものになるか否かの分水嶺になってくるのではと思うのです。

そのときに、国内法で電子化について一定のルールを作っていただくとともに、船荷証券については、国内法のこのルールに従って発行されたものであり、国際的にも銀行や保険会社がしっかりとその効力を把握しているという状態に持っていくまでに、国際私法の解釈を明確化すればそれで十分なのか、あるいは条約による一定のルール化が必要なのか、今後の手順について、グローバルでも発行させていくということに関するお考えの手順み

たいなものが何かあれば、教えていただけますでしょうか。

○武井座長 法務省、いかがでしょうか。

○渡辺参事官 ただいまの御質問は、恐らく、基本的には銀行とかそういったところの担保がきちんと機能するよということ、そのために考えられる方策としてどんなところがあるのかということかと理解させていただきました。

先ほど質権の対象にするのはなかなか難しいかもしれないみたいな御説明を少しさせていただきましたが、この辺を銀行の方々とかといろいろと意見交換をさせていただきますと、基本的には譲渡を受けるという形で担保を受けることが多いのではないかと御指摘をいただいているところとございまして、今、我々のほうで検討しているものは、まさに紙と同じように裏書譲渡とかそういったところがしっかりとできるような仕組みを考えておりますので、そういったものを国内法でしっかりとつくり込んでいくことができたら、担保的な部分につきましては、基本的に問題は解消するのではないかと、今、検討を進めているところとございます。

質問に100%答えられているかどうか、よく分かりませんが、取りあえず、法務省の検討状況は以上とございます。

○堀専門委員 ごめんなさい。御質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ある一つの船荷に関して、日本で荷主からの依頼なのか、船会社からの依頼なのか、銀行や保険会社がどうやって担保を取るかということをお質問しているのではなく、各モデル法に従って、例えばシンガポールでも、EUでも、UKでもこうした船荷証券を発行できるということになった場合に、国際的に移転している船荷に対していろいろな各国の国内法の下で発行される船荷証券のどれを優先するのか、何をすれば、グローバルな債権者に対しても対抗できるものを権利として確保できるのかという観点で、条約等が必要なのか、今の解釈で足りるのかという御質問でした。

○渡辺参事官 なるほど。分かりました。

率直なところ、条約とかで統一できるというのが一番望ましいのかなと個人的には思っているところなのですが、なかなかロッテルダム・ルールズが発効しないというところに見られますように、条約の成立を待っているというのは、かなり現実的ではない状況かと思っております。

そういった状況も踏まえまして、今の関係者の皆様は、条約とかそういったものの成立を待っているのではなくて、今の主流と思われるMLETRとかそういったものを参考にした国内法の整備を早急に進めていくのがいいのではないかと、ところが実務界からの強い要望だというふうにご受け取っております、実際のところ、そういうことをしていくことによって、そういった国がどんどん増えていけば、そこら辺の国際的な法律関係もかなりクリアになっていくのだらうと思っております。

ただ、今の段階で国際私法上の整理も、実は日本法の整理もいろいろな学説の分かれ目がありまして、絶対にこうなるというのは非常に言いにくい部分とございまして、まして

や外国の裁判所で何か裁かれるということになったときの外国の国際私法を明確にするというのは、多分不可能な話かと思っております。

だからといって、では、何もしないのかということになると、それはまた別の話かと思っております。先ほど申し上げたとおり、国際的な潮流となりつつあるMLETRによる国内立法を進めていく、それによって100%の法的な明確性は担保できないかもしれませんが、それが広まっていくことでどんどんクリアになっていく。そういった形で実務を進めていくというのが今の流れかと思っております。

○堀専門委員 承知しました。ありがとうございます。

全てが解決できるわけではないけれども、まずは国内法でモデル法をベースに制定化した上で、できるだけ技術的中立性も高め、多くの皆様を巻き込んで進めていかれるということだと理解しました。ありがとうございます。

○武井座長 ありがとうございます。できることとできないことの中で、できることをスピード感を持って、かつ、関係者のユーザーの方の御意見も聞きながら、実りの高いものを議論していらっしゃるということだと思いますので、その点でも今、御回答を聞いていて安心いたしました。ありがとうございました。

では、次は、竹内委員ですか。お願いします。

○竹内専門委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。半年前に伺ってから、非常に速いスピードで検討を進めていただいているということで、よく理解できました。

また、以前も御議論があったのですけれども、そのときも、今おっしゃっていただいたように、国際的な潮流を見ながら立法していくのは非常に難しい。その中で、韓国のように中央登録機関の登録を要件とした結果、使われなくなってしまったみたいなものを他山の石としながら進めていただいている、産業界の要望を聞いていただいているというところに非常に安心いたしました。

その点からいいますと、行き過ぎた質問というか、先走った質問になるかもしれませんがけれども、こういった制度を整えるのに非常に時間がかかるうえ、今、技術の進歩が非常に速い中で、例えばブロックチェーンのような技術がぐっと確立されていく、普及していくといったところにも視野に入れておく必要があるのかなと思っております。

こういった記録を保管する場合、こういった形でやるのかということに係ってくると思うのですけれども、ブロックチェーンを活用した分散型のシステムが商取引でかなり普及してくるという時代が来るということも含めて御検討いただいているのか、そこら辺の加減が非常に難しいところだと思うのですが、今の検討状況を教えていただければよろしいでしょうか。

以上でございます。

○武井座長 では、お願いいたします。

○渡辺参事官 御質問ありがとうございました。

我々としても、ブロックチェーン技術が非常に進んできて、様々な場面で利用されつつ

あるということは、当然意識して検討しているところでございまして、もし実際に法制化が実現した場合には、そういった技術が使われるということはかなり確率で想定されるかと思っております。

ただ、先ほど御説明させていただいたとおり、技術的中立性は維持する必要があるかと思っておりますので、特定のブロックチェーン技術だけを想定したつくりはできるだけ避けるようにしております。また、これからどんな技術がいろいろと出てくるか分からないということかと思っておりますので、そういった現状は当然、視野には入れつつ、今後、様々な技術が出てくるかもしれない、国際的な動向とも平仄を合わせなければいけないといったところも目配せしながら制度設計を考えているという状況でございます。御質問ありがとうございました。

○武井座長 竹内さん、よろしいでしょうか。

○竹内専門委員 はい。結構です。

先走った質問で申し訳ありません。ありがとうございます。

○武井座長 では、続きまして、大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。

私もそういう意味では先走ってしまうのかもしれませんが、今、竹内専門委員がおっしゃった点にも絡む点です。技術中立性を確保するという点であると、重々御承知だと思っておりますが、技術のそれぞれの特徴も十分に知った上で制度設計をしておく必要があるのではないかと思っております。その意味で、今後のこの研究会の日程とその内容、及びそこにそういった電子船荷証券についての技術面での知見も十分に入れるような形をお願いしたいと思っております。もし何かコメントがあれば、お願いします。

もう一点なのですが、先ほど紙と同等の制度設計をということでしたが、もともと非常に古い制度と理解していますので、そういう意味では、もしかしたら紙でやっていたものの中で情報として必要ないもの、あるいは逆に電子化で可能であるならばこういったことを入れたほうがいいのではといった、制度設計というビッグピクチャーも、少し先の話になるのかもしれませんが、念頭に置いた形で設計をしていただければと思います。それについて何かコメントがあれば、お願いします。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。お願いいたします。

○渡辺参事官 まず、1つ目の技術的なところの検討でございますが、こちらについても、まず、具体的な制度設計はこれから考えていくことになるわけですが、その中でもどういった要件を備えた電磁的な記録であればいいとするのかということについては具体的に考えていかなければいけないことではございますので、そういったところもしっかりと意識してやっていきたいと思っておりますし、実際に今、我々のやっている研究会におきましては、船荷証券の電子化が制度化された場合には、いろいろと利用を考えておられる会社と

か企業の方々にも入っていただいておりますので、そういった方々の御意見とかも伺いながら、その辺りの要件設定をしていきたいと考えているところでございます。

2つ目の船荷証券の規律はやや古いところもあるということで、改めて必要があるもの、ないものを精査したり、あるいは電子化した場合、せっかくだからこういったところをやってはどうかという御指摘かと思えます。

実はそういった論点も幾つか出ているところでございまして、例えば紙の船荷証券ですと複数通発行するということが制度上認められているのですが、これはいろいろと輸送しているときに紛失してしまったりするということを想定してそういう規律になっているのですが、電子化した場合、これはもはや要らないのではないか、かえって複数通あると、運送人としては誰に渡していいか分からないといった問題があって、それを解消するための規律が実は商法典にはあるのですけれども、そもそも電子化したら、そういった制度は要らないのではないかというところもあって、電子化したことによる合理化ができる部分については、一々紙の船荷証券と必ずしも一緒にしなくてもいいのではないかという観点からの議論も並行してやっているところでございますので、そういった御意見も関係者の方々からいただければ、今言ったことに加えてどんどん検討の対象にしていきたいと思っております。

○大槻委員 ありがとうございます。結構です。

○武井座長 今の点はとても大事ですね。ほかの船荷証券以外のところでも、デジタル化のときに、紙をそのままデジタル化ということではなく、デジタル化の便益自体をどう実現するのかという点が、ほかのところでもいっぱい出てきている問題意識となっています。そうした点からの御質問だったわけですが、まさに今の御議論は、紙を全ての前提にした形でのデジタルではないという御回答でしたので、そういった問題意識も持って議論していただいているというのは大変ありがたいことと思えます。ありがとうございます。

では、後藤先生、お願いいたします。

○後藤専門委員 まず、渡辺参事官、どうもありがとうございます。

私は、先ほどの法務省の資料を御覧いただくと分かりますように、電子化の研究会の委員として参加しております。なので、今回は立ち位置がよく分からなくなっているのですが、ほかの委員の皆さん、また副大臣への情報提供も兼ねまして、中間的な立場で私の認識しているところを少し補足させていただければと思います。

最初に、堀委員から御質問のあった、担保として取っている銀行とかが権利を確保するにはどうすればいいのか、条約とかがあった方がいいのかということですが、あった方がいいことは間違いありませんけれども、現在の紙の船荷証券であっても、船荷証券に書く契約条項の規制としてはヘーグ・ヴィスビー・ルールという条約が存在しますが、担保として取っている場合の実行の仕方については、実は条約が存在していないという状況にあります。紙の証券について、担保権実行のそれぞれのルールが各国にある。紙の証券は動

産と同じ扱いを受けることが多いわけですがけれども、物権法は土地所有などにも結びついていきますし、また担保権実行も司法手続の一部として、やはり各国のこだわりがあるところとして、条約をつくるのが非常に困難な領域です。ここで無理に条約を作っても、多分、発効はしないでしょう。ただ、紙については、何となく実行の仕方もイメージが付きやすい面がありますので、それでもうまく回っているというのが現状なのかと思います。

一番のポイントは、貿易金融で船荷証券が使われている理由は、紙と物理的な存在と引換えでないと物を受け取れないので、紙を持っていることが運送品を担保に取ったのとイコールになるという点にあるということとして、これを電子的な情報、例えばPDFにしてしまうと、その機能が全くなくなってしまうというのが、船荷証券の電子化で一番の困難なところでは。

それでは、船荷証券の情報を電子化しながらも、その情報を持っている人にだけしか運送品を渡せないという状況をどう作り出すか。そのための仕組み自体を法律で作り込もうとすると、昔の韓国の例のようにガラパゴス化してしまうおそれがあります。そこで、例えばBoleroというものが有名ですがけれども、実務でいろいろなプラットフォームが生み出されて、今、競争が起り始めていますので、法律ではそれらが乗れる基盤をつくるという考え方が出てくるわけです。言ってみれば、紙の有価証券については紙という技術が既に存在しているわけですがけれども、日本法が何か特定のシステムをつくるのではなくて、紙と同じように信頼できる情報処理の技術を使っていれば、システムの具体的な中身は問わないという、非常に抑制的なアプローチです。具体的なシステムとしては、ブロックチェーンを使うものもあるかもしれませんが、今のBoleroのようなものかもしれません。いろいろなものが考えられます。

一定の条件を満たすシステムであれば、それに紙と同じ法的効果を与えてあげることで、少なくとも日本法が適用される限りは大丈夫です。それだけだと外国法が適用される場合はどうなるのかという問題はありますが、シンガポールの立法もこういう考え方のものですし、イギリスなどそのほかの国も同様の立法をしていけば、ピースが埋め合わさって、電子的船荷証券についての共通理解が次第に形成されていくことが期待できるということです。

その上で、電子的船荷証券についてどういう執行をするかというのは、もちろん日本法として考えなければいけないのですがけれども、それは電子的船荷証券の立法自体に組み込むというよりは、日本の民事執行制度の中でうまく手当てしていく、それは意外と難しいということは、今日、渡辺参事官が最後のほうでおっしゃった通りですが、そこは問題を少し切り分けてアプローチをしていこうということを考えているところでございます。

また、技術的な中身を考えたほうがよいという御指摘がありました。非常におっしゃるとおりなのですがけれども、技術面を今度行われる立法の中に直接規定するのではなく、事業者が持ってきたものを、最終的には裁判所がこれだけしっかりとしたシステムだったら大丈夫だろうということを訴訟の中で評価していくという形になると思います。韓国法は、

これとは違い、韓国政府が指定する登録機関による事前認証を受けていないものは電子船荷証券としては認められないという仕組みを採用していますが、このアプローチには、電子化システムを提供する事業者はその国の認証を受けるメリットは乏しいと思われるとうと使われなくなってしまうというリスクがあります。そこで、事前認証は要求せずに、事後的に評価するという形で、日本法の利用のハードルを変にいたずらに高めることはしないというアプローチで、あくまで電子的船荷証券がワークするための法的インフラといえますか、基盤の部分をつくるということでやっていこうというところがございます。

こういうアプローチからは、法務省の資料の最後にあった①、②という選択肢をどうしますかという点については、私の理解としては、①の方が良いのかなと考えています。紙の船荷証券は、紙という物理的な存在を手を持っている人しか持っていないわけですが、それと同じ状態を電子情報でどうつくるか。これは、こういうシステムを売ろうとする事業者の問題ですが、法律の側でも、本来は共有可能なものである情報を有体物のように自分だけが支配しているという、やや概念矛盾的な状態をどのように要件定義して条文化するかという問題があります。これは、意外と日本語の問題として悩ましいところがあはり、これから半年間かけて考えていかなければいけない課題なのかなと思っております。

立場がよく分からない発言になってしまいましたけれども、取りあえず、以上でございます。

○武井座長 大変分かりやすく補足説明をありがとうございます。

渡辺さんへの御質問ではなかったのですが、今の話を聞いて、何かコメント等がございましたら。

○渡辺参事官 適切に補足をしていただいて、ありがとうございます、という以上のコメントはございません。

○武井座長 ありがとうございます。

後藤先生からご指摘をいただいた点は、DXの共通のキーワードのコンセプトで出てきたまさにアジャイルの中身でもありますし、ユーザー目線の中身だと思います。プラットフォーム化というか基盤化というか、コラボレーションというか、そのようなものでやっていくというキーワードも出てきましたので、これも大変重要なコンセプトのご指摘だと思います。ありがとうございます。

では、ほかの皆様、いかがでしょうか。

では、落合先生、お願いします。

○落合専門委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。前回議論させていただいてから、非常に素早く会議を立ち上げていただいて、議論を進めていただいていることにまず感謝申し上げます。

私からは、幾つか伺いたい点がございまして、一つは、ユーザーとの関係です。銀行等のお話について、堀先生とのやり取りの中でもこういう形で整理されているというところ

を教えてくださいましたが、船会社などでもかなり紙が使われているという点があるように思います。ほかのDXにも共通することとして、最初に一そろえになって電子化がされていたり、その様々なものが全部まとまって電子的に構築されていないと、一部だけ電子化してもすぐに使われないという場合もあったりするとは思っております。

こういった中で、実際に今は電子化されたものが使われていないとしても、次第に電子化を進めていくということになると思います。このような進み方を踏まえた中で、こういった点を特にポイントとして船会社などに聞かれているのかという点と、インセンティブといいますか、使っていただくために、連携するような仕組みとの関係で、全体的に電子化を広く工夫をしていこうとお考えになられているところがあれば教えてくださいたいというのが1つ目です。

もう一つなのですが、技術中立性のところで議論を既にいただいておまして、ブロックチェーンも手段の一つである一方で、それに限る必要も特にないということだと私も思っております。

そういう観点でいうと、特にブロックチェーンだけでできるように整備するのは、それはそれで逆におかしいということだと思いますし、一方で、様々なブロックチェーンのような仕組みでもできるようにすることも重要だと考えます。

例えばブロックチェーンなどのシステムが中央集権型でないような場合だったりした場合に、こういった形でガバナンスをするのかとか、電磁的記録自体をどう定義するのかということはあると存じます。行使したときに消費されないPDFでは駄目ではないかというのは後藤先生がおっしゃったとおりで、多分、これは電子処方箋とかでも似た話があるとは思われ、他の分野でもこういう議論はあるのだと思います。電磁的記録の定義自体は、何がしかは特定しないとけないのだろうとは思っておりますけれども、その際にできるだけ広い手法を捉え得るような形にしておくということも一方で重要なのではないかと思います。この辺りについて、今後、御検討されるのだと思いますが、議論に当たってどういう形で見られているのかというところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

○渡辺参事官 まず、1つ目の御質問でございますが、どのような形で実際に利用に向けて動いていくのだろうか、船会社の御意見とかはどうなっているのだろうかというところかと思っておりますが、まず、船会社のほうは、基本的に要望があれば使うというスタンスでございますが、どちらかというところ、主なニーズは荷主側にあるのではないかと思います。

実際にどのような形で使われていくのかは、御指摘いただいたように、貿易関係書類は船荷証券だけではなくて、多分いろいろなものがあるのだろうと思っておりますが、実際にこういった法制化を我々のほうでいたしましたら、様々な貿易関係書類も含めた電子化

の何かしらのサービスが恐らく立ち上がっていくのではないかと私どもとしては想定しております。そういったところでこういうシステムを提供していくという会社が現れて、それを利用していただくという形で、その中で貿易関係書類の電子化ができる分は一括して電子化して、非常に便利に進めていく。そういうものが実現していくことを期待して、まず、我々にできることとしての船荷証券の電子化をしているところであります。

2点目の中立性の関係は、まさに落合先生が言われたような形で、様々な技術が使えるような形で、あまり細かい要件立てということは考えていなくて、非常に広めに取れるような形で我々も検討しております。我々としては、実際にUNCITRALのMLETRとかもあまり細かいことをぐちゃぐちゃと書いてあるという認識ではなくて、例えば支配というものをしっかりと確立できるものであるとか、これがその記録ですという単一なものが分かるようにするといったことを抽象的に、ポイントで法律を定めていくという方向になるのかなと思っていますところでございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

あと1点だけお伺いしたいと思ったのが、例えば船荷証券は、例えばL/CやT/Tとかの決済の際に使われたりして、そういうときに商業送り状とかと一緒に処理されたりすることがあると認識しております。そういうところも今後一緒にうまく組合せができるようにといますか、何か情報を連携できるような形で御検討自体はされていくのでしょうか。

○武井座長 宜しく申し上げます。

○渡辺参事官 その辺りも、何かそういった連携をしなければいけないということは、法律で書ける部分ではございませんので、法制度としては、そういったところは基本的には何かそれに対する規制という形でかけるということは恐らくないのだろうとっておりますけれども、御指摘のとおり、船荷証券が必要なケースは、信用状取引の場合が多かったりするわけですから、そういったところで実際に銀行も含めて電子化の仕組みが使えるような形で、実際に何かそのシステムを立ち上げる会社とかは考えられるのだろうということを想定しております。

○落合専門委員 分かりました。ぜひその際もうまく整合性が取れるような形で進めていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

ではもしよろしければ、小林副大臣から一言いただけましたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小林副大臣 締めますか。

○武井座長 そうですね。締め時間かなと思って。皆さんから手が挙がっていただけません。

○小林副大臣 皆さん、本当にありがとうございました。

そして、法務省の皆さん、委員の皆さんからお褒めの言葉が出ていましたけれども、大

変スピーディーかつ積極的に進めていただいで、本当にありがとうございます。

何よりありがたいと思ったのは、武井座長からもありましたが、単純な電子化という手段ではなくて、本当にどうやって手続全体を合理化するかという観点で検討いただいでいるということが本当にありがたいと思っております。

今後も、法務省全体でもそうですし、委員の皆さんとも共有したいところですが、今回、デジタルという手段が入ってきたのは、規制改革推進会議にとっては大変重要なことなのだと思っておりますけれども、手段が目的化すると大体間違ふというのが、この国のデジタル化の失敗だったと思っております。

そういう意味で本質的なトランスフォーメーションを組織や制度、そしてその中に関わる関係者の皆さんが本質的によくなるような改革と一緒に取り組むというのがこれからのやり方ではないかと思っておりますので、ぜひ幅広い関係者を巻き込みながら成果を上げていただけたらと思っております。

今日はありがとうございました。また引き続きよろしく申し上げます。

○渡辺参事官 ありがとうございました。

○武井座長 副大臣、ありがとうございました。

では、最後に、座長として本日の議論の総括をいたします。

今年1月に「船荷証券の電子化」について初めて審議をした後、法務省さんでは4月に商事法の電子化に関する研究会を立ち上げていただきました。その後、月に1回のペースで議論が行われるなど、制度設計に向けた検討が着実に進捗している現状を確認することができました。

まさに商法の改正を見据えれば、有価証券法理をはじめ、専門的な議論を避けて通ることはできません。その上で、荷主や銀行、保険など貿易実務に係る利用者にとって、デジタル時代に即した、使い勝手のいい制度をつくるということが、小林副大臣からございましたポイントを含めてですけれども、とても重要です。

法務省さんにおかれましては、貿易立国・日本にとって望ましい制度の構築に向けて、他国の先行事例はもとより、G7、G20など多国間レベルで展開する国際貿易ルール形成の動向にも目配りをいただきながら、引き続き丁寧な御意見集約をお願いします。あと、経済活性化ワーキング・グループとしても、定期的にフォローしていければと思っております。

ということで、デジタル化に向けて、単なる手段であってはならないというのは、本当に大事な点でございまして、それに対してまさに取り組んでいらっしやって、また一つの良い例になろうかなと思っております。今後とも法務省さんにおかれましては、是非ともよろしく願いいたします。

では、以上で本日のワーキングを終了いたします。渡辺参事官をはじめ、法務省の皆様、今日は大変お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。